

平成 30 年度 公益社団法人長野県社会福祉士会 事業計画

本会は、県民生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業等を積極的に推進していきます。

現在、国においては、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを進めています。昨年 5 月には、この地域共生社会の理念や市町村の役割等を法的に明確化した社会福祉法改正も行われました。

複雑化する福祉ニーズに対応するため、多職種・多機関協働による包括的な支援体制の構築が目標準化されており、ジェネラリストとしての社会福祉士の役割に大きな期待がかかっています。

ソーシャルワークの定義では、「ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、及び人々のエンパワーメントと解放がある。」としています。この社会変革・社会開発に当たる政策提言について、今年度は長野県地域福祉支援計画をはじめ長野県や市町村行政に対して積極的に行っていきます。

本会は、成年後見制度利用促進プロジェクトチームを中心に、県内どこで暮らしていても、どのような状態にあっても、県民が公平に成年後見制度等の権利擁護のシステムが利用できるために、県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携し、成年後見制度の普及・促進を図っていきます。

本会は、社会福祉の専門職能団体として、各種セミナー、福祉まるごと学会を通じて社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発を行うとともに社会福祉士等の専門性を高めるために、基礎研修や虐待対応研修、専門研修等を企画実施するとともに、県内各事業所で働く福祉・介護の専門職員に対する技能の研鑽に関する事業を積極的に行います。

私たちは、生活のしづらさからくる貧困、差別、抑圧、排除、暴力、虐待、並びに環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職であり、インクルーシブな社会の実現を目指すことを使命として、会員ネットワークの構築を図りながら事業を展開します。

【重点課題】

1 福祉の支援を必要とする人への権利擁護の推進をめざして

人間の尊厳を尊重し、全ての人は存在自体に価値があり平等であるという、社会福祉の普遍の理念の元に、特に県弁護士会・リーガルサポートながの等の専門職団体と連携、協働することにより権利擁護の推進を目指します。

第一に、人間の尊厳を脅かす高齢者、障がい者及び児童等に対する虐待への対応と防止する活動を実施します。

第二に、権利擁護センターばあとなあながのの組織強化を図り、成年後見人等の積極的な受任を進めるとともに、受任中の支援を推進します。

第三に、成年後見関係諸団体との情報共有・連携・協働をもとに、成年後見制度の普及啓発・情報提供事業を行います。

第四に、長野県からの委託を受けている累犯障がい者の地域生活定着促進事業、児童虐待・DV 24 時間ホットライン業務の継続と新規事業の再犯防止推進ネットワーク構築事業を行います。

2 社会福祉に関する県民への普及・啓発の推進をめざして

ソーシャルワーク専門職団体である県医療ソーシャルワーカー協会、県精神保健福祉士協会との連携を強化し、ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、社会福祉に関する県民への普及・啓発を推進します。

公益的事業として広く一般公開する「福祉まるごと学会」の実践研究の内容を充実させ、専門職として活動する社会福祉士の業務と取り組みをわかりやすく伝え、紹介します。また、各委員会や支部企画による様々な福祉課題を取り上げたセミナー、シンポジウム、講演会の実施を通して、福祉に関する最新情報を県民へ提供するとともに、制度・施策への提言を行い、福祉専門職団体として積極的にその役割を果たします。

3 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

第一に、長野県からの補助事業として、福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し、研修を行う「キャリア形成訪問指導事業」を継続して実施します。

第二に、会員及び非会員社会福祉士を対象に「基礎研修課程」の基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全ての課程を隣接する他県社会福祉士会と連携を図り実施します。さらに、認定社会福祉士取得のための専門課程研修を企画するとともに、社会福祉士の人材育成を行います。

第三に、社会福祉士国家資格を受験する方々の受験対策・支援として、国家資格全国统一模擬試験の実施や社会福祉士実習指導者講習会を実施し、未来の社会福祉士の育成に寄与します。

4 専門職団体との連携・ネットワークに関する事業の推進をめざして

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の法改正により、社会福祉士には福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整の役割が定義づけられました。権利擁護事業の推進や包括的な支援体制構築のために、様々な場面で司法、医療などの専門職、職能団体・機関との連携が不可欠となっています。

地域課題の解決や、大規模災害時における行政機関等との連携など、多方面におけるネットワークづくりを推進します。

5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

公益社団法人にふさわしい組織として、透明性を確保し健全な組織経営に努めます。そのため機能的な組織、健全な財政の構築、事務局機能の充実を目指します。

一方、本会が、福祉専門職団体として機能し、さらなるソーシャルアクションを展開するためには、より多くの仲間が必要であり、組織力強化が求められます。社会福祉士会への入会と活動への参加が会員を成長させ、自己実現を図ることができます。一人の会員が一人の非会員への呼びかけ活動を推進し、学習活動を中心とした支部・ブロック活動や委員会活動の活発化を進めます。

【事業・活動展開】

1 セミナー等開催事業

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るために“権利擁護”“認知症”“重症心身障がい児・者”“次代を担う児童”“地域福祉の推進”“累犯障がい者”等をキーワードにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

福祉まるごと学会は、6月9日に長野市更北公民館を会場に実施する。

(1) 権利擁護をテーマに

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法が施行され、行政機関を中心に虐待防止及び対応が進められている。虐待対応は、第一に虐待を受けている被虐待者への支援や保護が適切に図られることが必要であり、一方で虐待に至ってしまった養護者や施設従事者等に対する支援も重要となる。社会福祉士は虐待対応において、ソーシャルワークの視点や技術を用いて、その専門性を十分に発揮することが求められる。

虐待は、人間の生きる権利に関わる重大な権利侵害であるという認識した上で、権利擁護として司法関係をはじめ医療や保健等の専門職や専門機関、虐待対応機関である行政等と連携し、虐待を未然に防止するための施策、生じた虐待に適切かつ早急に対応するための方策をともに考える場として企画実施する。

(2) 認知症・家族支援をテーマに

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症の人が約700万人に達するとの推計を出されている中で、認知症の人の権利が守られ、安心して地域で暮らし続けるために、また介護者家族を支えるために企画実施する。

(3) 重症心身障がい児・者支援をテーマに

肢体不自由と知的障がいとが重複した重症心身障がい児・者の生活は、医療的ケアの必要性、社会資源の少なさ等課題が多い。地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携、できることを夢もって語り合う機会として6月23日飯田市等の共催により、飯田市立病院を会場に企画実施する。

(4) 次代を担う子ども・子育て家庭の課題をテーマに

子ども、子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待やいじめ、不登校の問題、核家族化等による家庭機能の低下、また、家庭の貧困が子どもに及ぼす影響など、すべての子どもに安定的な生育環境が保障されていると言えない社会状況がある。「子どもの権利が守られ、子どもを一人の人間として尊重する社会の実現が可能になるのか」に関する政策提言も含め、次世代を見据えた対応を考えるために企画実施する。

(5) 地域福祉の推進をテーマに

「地域住民、社会福祉事業者及び福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。」と社会福祉法に明文化されている。多様な制度・財源に依拠して、住民活動のコーディネーター機能を担う専門職の配置が広がる中で、支援者の研修やネットワーク形成、地域福祉の推進に果たす地域住民の役割を踏まえ、高齢者・障がい者・子ども達にも住みやすい地域社会づくりを進めるために企画実施する。

(6) 累犯障がい者支援をテーマに

矯正施設（受刑者）の高齢化が進んできているといわれ、また新規受刑者総数の約4分の1が、知的障がい者の人たちといわれている。軽微な罪によって何度も何度も服役している累犯障がい者問題について、地域社会への受け入れ方法や支援方法について考えるために企画実施する。

2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

(1) 会員講師派遣事業

① キャリア形成訪問指導事業

福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。

- 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）
- 期間 平成30年6月～ 通年
- テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等

② 市町村・事業所等への講師派遣

福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。

- 負担 派遣先の市町村・事業所
- 期間 平成30年4月～ 通年
- テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等

③ 虐待対応専門職チーム派遣

- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職ペア
- 対象 市町村行政、地域包括支援センター
- 期間 平成30年4月～ 通年

(2) 高齢者虐待対応標準研修

養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県（介護支援課）、長野県弁護士会と共催で研修・演習を開催する。

- 期日 平成30年6月～7月の3日間
- 会場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(3) 社会福祉士基礎研修

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

① 基礎研修Ⅰ

- 期日 平成30年6月30日、10月6日
- 会場 松本市波田公民館、豊科ふれあいホール
- 受講者 社会福祉士

② 基礎研修Ⅱ

- 期日 平成30年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会場 松本市浅間温泉文化センター、長野大学
- 受講者 基礎研修Ⅰ 修了者

③ 基礎研修Ⅲ

- 期日 平成30年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会場 松本市浅間温泉文化センター、長野大学
- 受講者 基礎研修Ⅱ 修了者

(4) 認定社会福祉士分野専門研修

- ① 福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修
- ② 障がい者の地域生活支援研修
- ③ 成年後見人材育成研修

(5) 社会福祉士の養成

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

① 社会福祉士実習指導者講習会

- 期 日 平成30年7月 2日間
- 会 場 長野大学
- 受講者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者

② 社会福祉士全国統一模擬試験

- 期 日 平成30年12月
- 会 場 長野大学
- 受講者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

(6) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため各種専門研修会を開催する。

① ソーシャルワークスキルアップ研修

高齢者やその家族、地域住民の総合相談窓口となる地域包括支援センターの社会福祉士を中心にソーシャルワーク技術の向上を目的とした研修。

② ソーシャルワーカー研究発表・まとめ方講座

社会福祉士の専門性がみえる質の高い実践研究発表を目指すため、抄録の書き方・発表の方法等についての実践講座。

3 広報事業

(1) 広報紙の発行

本会の公益的事業の実施状況及び社会福祉の現状・課題・提言等を各号に編集し発行する。

- 発 行 隔月 年6回
- 部 数 2,300部（会員＋福祉事業所等）

(2) ホームページの運用

各種事業及び研修等の情報発信、普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

(3) メール送信等

会員に対して迅速な情報発信ができる「一斉メール」の登録者拡大と運用方法の検討を行う。

4 成年後見事業（権利擁護センターばあとなあながの）

本会会員で成年後見人養成研修を修了し、「ばあとなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

(1) 成年後見制度の普及・啓発活動

- ① 福祉関係者のための成年後見制度活用講座（長野県社会福祉協議会と共催）
- ② 成年後見制度活用権利擁護推進セミナー及び成年後見制度利用促進研修会等の開催
- ③ 成年後見制度利用促進・基本計画の理念実現のため、県弁護士会、リーガルサポートながのとの連携による協働活動の展開
- ④ 広報活動の充実

(2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修

- ① 成年後見人材育成研修の開催（平成30年7月～9月 4日間）
- ② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出
- ③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

(3) ばあとなあながの会員スキルアップの推進

- ① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を図るために業務監査委員会の開催
- ② 県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携しての合同研修会の開催
- ③ ブロック機能を基盤とした継続的研修体制の強化及び地区別全体研修会の実施
- ④ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

(4) 未成年後見実施に向けての検討

5 生活支援等事業

(1) 地域生活定着支援センター事業

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの退所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設からの退所予定者に対して福祉施設等入所支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

③ 相談支援業務

障がい者、高齢者等で被疑者・被告人等となった人達への相談支援業務を行う。

④ その他

累犯障がい者等の支援をテーマにしたセミナーや矯正施設内において視察研修会を開催する。

(2) 再犯防止推進ネットワーク構築事業

長野県から委託を受けて、矯正施設からの退所者支援及び被疑者・被告人等となった人達への支援ネットワーク構築事業を行う。

広域圏での市町村行政、相談支援機関、まいさぼ、福祉事業所等が一堂に集まり再犯防止の連携・協議会を開催する。

また、広域圏での再犯防止に向けての研修会を開催する。

(3) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

① 電話相談に専門の電話相談員を24時間（3交代）365日配置して対応する。

② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所又は女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信を行う。

③ 相談内容の記録の整備、定例会の開催による相談員間の情報共有を行う。

(4) その他

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり

(1) 地区活動の活性化

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。

県下4地区での役員体制を維持し、福祉活動委員会と連携の下、学習活動を地区及びブロックで定期的実施し、地区活動を活性化する。

学習活動においては、特定の分野に偏らず、社会福祉に関する様々な領域のテーマを扱い、多くの会員が参加する活動を展開していく。

(2) 委員会活動の活性化

専門職団体としてその専門性を最大源発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

○ 福祉活動委員会

高齢者、障がい者、子ども家庭、地域福祉の各部会について積極的な地区における学習活動と相互に連携を図りながら、福祉活動委員会全体でその成果を積み上げた政策提言や全県に向けた事業を企画・実施する。

また、喫緊の福祉課題についてプロジェクトチームでの対応を検討する。

○ 虐待対応委員会

高齢者、障がい者、児童等虐待対応支援等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

また、行政機関による虐待対応を支援するための研修講師養成や虐待対応専門職チームの体制強化など、日本社会福祉士会の取り組みと連動して展開する。

○ 広報編集委員会

広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。会員以外の県民も広く閲覧できる広報紙やホームページの運用を行う。

② 事業委員会

○ 生涯研修センター運営委員会

社会福祉士基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修、福祉専門研修等生涯研修について企画するとともに、キャリア訪問指導事業、社会福祉士実習指導者講習会、全国統一模擬試験等の企画実施を担う。

また、基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。

○ 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会

成年後見制度の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関することを担う。特に、業務監査委員会の助言を受け、成年後見業務の質的向上を図る。

○ 地域生活定着支援センター運営委員会

定着センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関することを担う。特に、困難ケースをはじめ本会会員とのネットワークに努める。

③ 特別委員会

○ リーガルソーシャルワーク委員会

虐待対応、成年後見制度、触法障がい者支援等広く司法領域に関することを担う。特に、司法との連携のあり方について研究する。

○ 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

④ プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

i 福祉災害支援プロジェクト

○ 本会の災害時支援体制・活動マニュアルの改訂を行うとともに、災害派遣チーム員の登録・研修制度を検討する。

○ 県内の福祉関係団体で構成する災害福祉広域支援ネットワーク準備会に参画する。

○ 関東甲信越ブロック社会福祉士会災害連携会議の開催

ii 福祉まるごと学会運営委員会（プロジェクト）

○ 社会福祉士として実践を言語化し、自身と会員相互の社会福祉実践の技量向上並びに社会に提言していく福祉まるごと学会の企画・運営を行なう。

○ 平成30年度は6月9日（土）午後、長野市において生涯研修制度の5領域とする実践研究発表及び総括シンポジウムを行う。

III 成年後見制度利用促進プロジェクト

○ 成年後見制度利用促進法・基本計画に基づき、県弁護士会・リーガルサポートながの等連携しながら、高齢者・障がいの権利擁護のために成年後見制度の利用促進を図る。

(3) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり

社会福祉士会の組織率は、名称独占ということの影響もあり低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

そのためには、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけていく。

また、様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員一人ひとりが参加・参画できる、開かれた組織をめざしていく。

(4) 健全財政の確立、事務局機能の充実

会員拡大を図ることが健全な財政の最良の道であるが、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、収入と支出のバランスを考えた健全な財政の構築を図る。

事務局機能については、各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進できるよう、事務局職員のモチベーションを上げ、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営をめざしていく。

(5) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社会士会等との連携

① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。

② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。

③ 近県の社会福祉士会とは、基礎研修の開催等緊密に連携しながら事業を協働する。